

令和8年度新しい琵琶湖文化館フォーラム実施業務 公募型プロポーザル実施要領

1 委託する業務の目的および内容

滋賀県では令和9年（2027年）12月に新しい琵琶湖文化館の開館を目指しており、滋賀県の文化財や新しい琵琶湖文化館について、理解や関心を深める機会として令和3年度より「県民フォーラム」を実施しており、昨年度からは、県外を含めた幅広い参加を期待して、「新しい琵琶湖文化館フォーラム」として実施している。

開館1年前に開催する今回のフォーラムは、「近江の文化財で“つなぐ”“ひらく”未来の滋賀」をテーマとし、新しい琵琶湖文化館の役割について周知し、広く県内外の方への機運醸成に繋げることを目的として、本業務を実施する。

2 契約条件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 予定価格

4,600,000円円（消費税および地方消費税を含む。）

(3) 実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 参加資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、以下のすべての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】

大分類：役務

中分類：「イベント」「広告」のいずれかに該当

【地域ブロック】

県内事業者または県外事業者で県内の営業所等取引の権限を委任している者

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

- ・滋賀県物品・役務電子調達システム
- ・滋賀県会計管理局管理課

〒520－8577 大津市京町四丁目 1-1 TEL 077－528－4314

4 プロポーザル説明会

実施しない。

5 実施要領等の交付場所

滋賀県ホームページの本プロポーザル公告に掲示する実施要領等のファイルのダウンロード、または「11 提出先・問合せ先」に示す場所において交付する。郵送等における交付は行わない。

6 質問および回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、審査内容に関しない軽微な確認事項を除き、下記により受け付ける。

(1) 質問受付期間

令和8年7月28日（火）17時00分まで

(2) 質問方法

質問票（様式2）を使用すること。

(3) 提出方法

電子メールにより、下記（4）の質問送信先に送付すること。また、電子メール送信後には受信確認のため必ず電話で連絡すること。

【確認用電話番号 077－528－4681】

(4) 質問送信先

滋賀県観光文化スポーツ部文化財保護課

メールアドレス：bunkatsu@pref.shiga.lg.jp

(5) 電子メールでの質問に対する回答

令和8年7月31日（金）17時を目途に質問票の提出のあった者へ電子メールで回答するとともに、県ホームページの下記ページに質問および回答の内容を掲載する。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bunakasports/bunkazaihogo/>

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年8月19日（水）17時00分まで

(2) 提出先・提出方法

「11 提出先・問合せ先」に示す場所に、持参または郵送により提出すること。持参の場合は土曜日、日曜日、祝日および8月12日（水）～14日（金）を除く9時00分から17時00分までとする。郵送の場合は簡易書留郵便により期限までの必着とする。

(3) 提出書類の種類・様式

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類等を作成し提出すること。

ア 企画提案書等提出書（様式1 正1部）

※企画提案書等提出書を参照し、登録や認証を受けている場合は、「評価項目に係る加算点事項についての報告」に関する資料を添付すること。

イ 企画提案書5部（正1部・副4部）

（ア）企画提案書の用紙は、原則としてA4判で縦向きとし、必要に応じてA3判を使用する場合は、A4サイズに折り込むこと。

（イ）企画提案書の様式および枚数は任意とするが、原則としてカラー両面印刷、横書き、長辺を連射式クリップ等で留めること。

（ウ）企画提案書の正本には、事業者名、所在地住所、代表者の職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。副本4部には、審査の公正を期すため、会社名、住所、ロゴマーク等の記載は行わず、また会社名が推測される表現等も避けること。

（エ）企画提案書には、以下の内容を記載すること。なお、作成にあたっては、「令和8年度新しい琵琶湖文化館フォーラム実施業務委託仕様書」に記載している主旨やねらいを踏まえるとともに、業務の目標を達成するにあたって最も効果的であると考えられる内容とすること。

●業務の基本的な考え方および実施方針

- 特別ゲストの提案を盛り込むこと。
- 広報の提案を盛り込むこと。特に、新聞広告、テレビまたはラジオCM、交通広告、インターネット広告のうち、いずれか2種類以上の広告を提案すること。

●実績

- 直近10年間の会計年度におけるイベント実施およびその広報の実績を具体的に示すこと。
- 官公庁との契約実績がある場合は、当該案件を優先し、規模の大きなものから順に記載すること。

●スケジュールの提案

- 決定通知から納品までの具体的なスケジュールを提案すること。
- 実施体制
 - 連絡体制、責任の所在等を明確にした、本業務の実施体制を示すこと。
 - 提案者が、他社と比較してどのような点に優位性を有しているか、具体的な事例等を示し説明すること。
- その他PRポイント等

ウ 企業等の概要説明書（パンフレット等）

エ 見積書（１部）

※見積書には、別紙「令和８年度新しい琵琶湖文化館フォーラム実施業務委託仕様書」に掲げる業務委託について、着手から契約終了までのすべてに要する経費とその内訳を明記すること。

※消費税および地方消費税（10%）を含むこと。（税額を明示すること。）

※見積書には、事業所名、所在地住所、連絡先電話番号、代表者名、発行責任者名があること。（押印不要）

※別途経費が必要になる企画提案を記載することは認めない。

8 審査および契約予定者の決定方法

- (1) 契約予定者の決定方法：当課が設置する審査会において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき提出された企画提案書等の審査を行い、総合点が最も高かったものを当該業務の契約予定者とする。ただし、総合点において満点の６割未満の場合は、契約予定者とししない。
- (2) 審査会：審査会では、企画提案者による企画提案書等にかかるプレゼンテーションを行うこととする。なお、プレゼンテーション会場においてはパソコン機器の使用は認めない。
- (3) 審査会日程：令和８年８月２５日（火）
 なお、プレゼンテーションに係る詳細な時間は、企画提案書等提出者に別途通知する。
- (4) 審査会会場：観光文化スポーツ部会議室（滋賀県庁３階）
- (5) 審査会委員：当課において、下記の３名の委員をもって設置する。
 - ・滋賀県観光文化スポーツ部文化財保護課長
 - ・滋賀県観光文化スポーツ部文化財保護課文化財活用推進・新文化館開設準備室長
 - ・滋賀県知事公室広報課主幹
- (6) 評価項目および評価点：評価基準（別記）のとおり。
- (7) 結果の通知：審査会における選定結果は、審査会から１週間以内にプロポーザル参加者に直接文書により通知する。
- (8) 業務契約予定者選定後：結果通知後、速やかに契約予定者と協議を行う。その際、業

務の実施方法や経費などについて条件を付したり、変更したりする場合がある。この結果、業務内容および契約金額について合意に達した場合に委託契約を締結するものとする。協議が不調に終わり、契約に至らなかった場合には、審査結果において総合点が次に高い参加者を契約予定者として、協議を行うことがある。

9 無効

- (1) 企画提案書等の提出期限に遅れた場合
- (2) 企画提案書等に不足や不備があった場合、または指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) プロポーザル参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合はその時点で失格とする。

10 その他

- (1) プロポーザルの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出書類は、返却しない。
- (3) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (4) 採用後の企画等の実施にあたっては、担当課と十分協議を行って進めること。

11 提出先・問合せ先

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県観光文化スポーツ部文化財保護課 文化財活用推進・新文化館開設準備室

西川、田澤

TEL : 077-528-4681 / FAX : 077-528-4956

Email : bunkatsu@pref.shiga.lg.jp

評価基準

	評価項目		評価点
①	提案内容	新しい琵琶湖文化館フォーラムの企画趣旨を正しく理解しているか。	20
②		ターゲットに応じた広報手法（特別ゲスト選定を含む）を提案しているか。	20
③		提案内容が目的達成に資するものとなっているか。	20
④	実績	類似業務の実績はあるか。	10
⑤	実施体制	適切に遂行できるスケジュールや体制の確保がされているか。	10
⑥	経済性	予定価格に対する提案価格の割合により5段階評価とする ・80 %未満 ……10 点 ・80 %以上 85 %未満 ……8 点 ・85 %以上 90 %未満 ……6 点 ・90 %以上 95 %未満 ……4 点 ・95 %以上 ……1 点	10
⑦	社会政策	滋賀県内に本店または本社を置いているか。	4
⑧		「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。	1
⑨		次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
⑩		「滋賀県女性活躍推進企業」の認定を受けているか。または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
⑪		高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1
⑫		障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって、法定雇用率が達成されている。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって、障害者を雇用している。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている。	1
⑬		環境マネジメントシステムのいずれかの認証・登録を受けているか。 ①国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1
合計（満点）			100